

電子複写機用消耗品の供給等(単価契約)に関する一般競争入札公告

電子複写機用消耗品の供給等（単価契約）について一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 127 条第 1 項の規定により公告する。

令和 2 年 1 月 27 日

岐阜県北方警察署長 葛飾 孝彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称及び数量
電子複写機用消耗品の供給等（単価契約） 予定数量 2,160,000 枚（5 カ年間）
- (2) 調達物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（5 カ年間）
- (4) 供給場所
岐阜県本巣郡北方町北方 3219 番地 27 北方警察署庁舎

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
 - ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
 - エ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
 - オ 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
 - カ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
 - キ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を

締結し、これを利用している個人又は法人等

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされている者（更生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- (6) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (7) 本公告に示した物品及び数量を確実に納入し得ること。
- (8) 調達物品等に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒501-0431 本巣郡北方町北方 3219 番地 27
岐阜県北方警察署 会計課
電話 058-324-0110（内線 231）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和 2 年 1 月 27 日（月）から令和 2 年 2 月 7 日（金）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

3 の(1)に同じ。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を 3 の(1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争入札参加資格確認申請書には、別に定める書類を添付すること。

イ 提出期限

令和 2 年 2 月 13 日（木）午後 5 時

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和 2 年 2 月 20 日（木）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和 2 年 2 月 28 日（金） 午後 2 時 00 分

イ 場所

岐阜県本巣郡北方町北方 3219 番地 27
岐阜県北方警察署 3 階 大会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに 3 の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3 の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定にあつては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、小数点第3位以下を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を決定する。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに岐阜県会計規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

(ア) 落札者は、落札の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

(イ) 落札者が、入札の日から本契約締結の日までの期間内に、暴力団又は暴力団関係者（2の(3)の各号に掲げるものをいう。以下同じ。）に該当することが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に暴力団又は暴力団関係者に該当することが判明した場合は、原則、契約を解除する。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否
要

(3) 郵便又は電信による入札は認めない。

(4) 談合情報があつた場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となつた場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 入札等に関する質疑がある場合には、令和2年2月13日（木）午後5時までに書面により3の(1)まで提出するものとする。

(7) 詳細は入札説明書による。